

投票区・投票所の見直しについて

町選挙管理委員会（総務課）

選挙の投票区・投票所については、平成19年に行った前回の見直し以降20投票区（所）で投票が行われています。このたび、町選挙管理委員会では、有権者数の減少傾向や選挙経費の削減といったことに対応するため、投票区・投票所の見直しを行うこととしました。

1 現状の課題・問題点

現在ある投票区（所）は、平成19年の見直しの際の基準「概ね500以上1,000人以下、投票所からの距離を概ね3キロメートル以内」に基づき設定されています。前回の見直しから五年が経過し、基準から外れる投票所が出てきたことや選挙を取り巻く情勢が変化してきていることから、次のような課題が生じています。

- ・有権者数の減少に伴い基準人数を下回る投票区が増加。
- ・今後は、同時選挙など複数の投票に対応できる規模を有する投票所が必要。
- ・第八投票区（中央保育所）で投票所施設の変更が必要。
- ・国からの選挙経費が削減され、今後、一層の経費削減努力が必要。
- ・投票立会人及び投票事務従事職員の確保に苦慮。

2 見直しの目的・効果

- ・投票所にかかる経費（設置費、投票事務人件費）の削減
- ・期日前投票者数を踏まえた有権者数の適正化
- ・複数同時選挙を想定した投票所（規模）の確保
- ・投票立会人及び投票事務従事者の確保

3 見直しの基本的な考え方

- ・期日前投票を加味した当日投票予定者数、地理的条件、投票所の位置を踏まえ、再編を行う。
- ・経費の削減を念頭に置きつつ、適切な投票事務が執行できる投票者の基本人数を概ね千人とし、投票区の範囲と投票所施設の規模を考慮した区域設定を行う。
- ・投票所までの距離を概ね3キロメートルまでとし、これを超える場合は投票区を分割する。
- ・投票所の選定にあたっては、施設の規模、バリアフリー化、駐車スペースなどを考慮し、公共的施設・自治会公民館を優先的に使用する。

4 見直し案

裏面の表のとおり。

5 実施時期

平成25年7月の参議院議員通常選挙から実施予定。

6 意見募集

見直しについて、町民みなさんからの意見を募集します。いただいた意見をもとに選挙管理委員会で再検討を行います。

(1) 募集期間

8月30日(木)まで

(2) 提出方法

住所・氏名を明記の上、文書またはメールで提出

(3) 提出先・問合せ先

北栄町選挙管理委員会(大栄庁舎総務課内)

電話 37-3111 メールアドレス soumu@e-hokuei.net

○見直し後の投票区・投票所(案)

投票区	投票所	自治会	有権者数 (人)
1	中北条水田生産組合集出荷施設	江北、江北浜、東新田場、西新田場、 小河原団地	970
2	みどり南団地公民館	みどり一区、みどり西団地、みどり南団地、 みどり二区、さくら団地	1,393
3	北条農村環境改善センター	土下、米里、北条島、北尾、向山団地、 中央団地、国坂東、国坂中団地	1,397
4	B&G海洋センター	国坂、国坂浜、大野、田井、山西、弓原、 弓原浜、駅前、さつきヶ丘団地	1,641
5	下神卓球場	下神、松神	636
6	大栄健康増進センター	曲、瀬戸、原、穂波	982
7	西園多目的集会所	西園、東園、東園浜	929
8	大栄文化センター	大島、西穂波、亀谷、東亀谷	896
9	大栄ふれあい会館	下種、上種、茶や条、西高尾、東高尾、 岩坪、高千穂	689
10	勤労者体育センター	六尾、六尾北団地、由良宿2区、 由良宿3区、由良宿7区、緑ヶ丘団地、 別所、比山、二子塚団地	1,015
11	大栄農村環境改善センター	由良宿1区、由良宿2区、由良宿3区、 由良宿4区、由良宿5区、由良宿6区	1,365
12	妻波公民館	妻波、大谷、青木	1,268

* 由良宿2・3区については、JR線路以南を第10投票区、JR線路以北を第11投票区とする。

